



「ささえ愛」が お手伝い できること

- 相談員による相談（無料）
電話や窓口で成年後見制度に関する相談をお受けします
- 成年後見制度を利用するための手続きや申し立てに関するアドバイスを行います
- 勝山市社会福祉協議会が法人として成年後見人となることができます

成年後見人等の役割

本人の生活に目を配りながら保護・支援します。そして、本人の財産管理や契約などの法律行為をします。

また、成年後見人等の事務について、家庭裁判所に報告します。

月曜日～金曜日

午前8時30分～午後5時15分

（土・日・祝祭日及び年末年始はお休みになります）



お問い合わせ先

勝山市社協成年後見サポートセンター
「ささえ愛」

〒911-0035 福井県勝山市郡町1丁目1-50
（勝山市社会福祉協議会内）

TEL (0779) 88-1177

FAX (0779) 88-5124

勝山市社協
成年後見サポートセンター

「やさえ愛」

安心して 自分らしい生活を 送るために

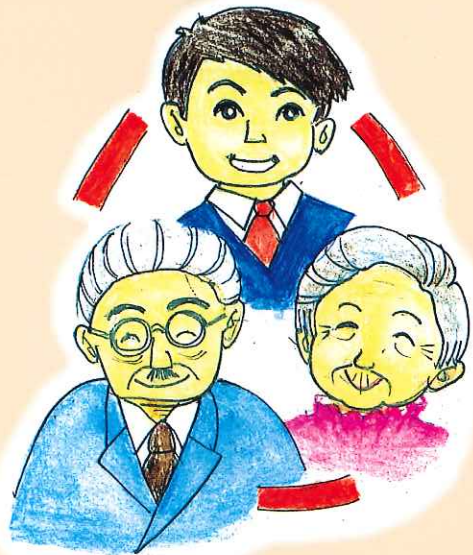


Q

成年後見制度とは何ですか？

A

認知症、知的障害、精神障害等により、判断能力が不十分な方の預貯金などの財産管理や身の回りの世話のために介護サービスなどを受けるための契約を結ぶなど、法律行為を本人に代わって、法的に権限を与えられた代理人（成年後見人等）が行い、本人が安心して生活できるよう保護し、支援する制度です。



Q

どのような方が利用できるのですか？

A

・預貯金等の財産管理ができなくなっている認知症等の高齢者の方



・訪問販売等で不必要な高額な商品を買わされてしまう高齢者や障害者の方



・知的障害や精神障害の子がいるが、私が先に亡くなった後の生活や財産管理のことが心配な方



成年後見制度には、大きく法定後見制度と任意後見制度の次の2つがあります

法定後見制度

すでに判断能力が不十分な方について、家庭裁判所が成年後見人を選任し、財産管理や身上監護（生活を守る）について支援します

判断能力の程度などにより「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれています

任意後見制度

今は元気だけれど、今後もし認知症などになったときのことが心配というときに利用します

市民後見人の養成と活動支援

市民後見人養成講座を修了された方の活動を支援します

